

ともに暮らそう、おおむらのまちで

戦

戦後、障害者の福祉制度は、傷痍（しょうい）軍人制度（戦争により中途障害を持った障害者の職業復帰対策）から始まりました。1960年代の高度経済成長期には、核家族化が進み、親じきあとの施設を求める声の高まりから、相次ぐ収容型施設の建設が行われました。

その後、障害を持つ当事者による「脱施設、地域での自立生活」を求める運動が展開され、平成2年、ホームヘルプなどの在宅支援が法定化されました。

また、障害者が利用するサービスを行政が決定する「措置制度」の時代から、平成15年の「支援費制度（契約制度の導入）」を経て、平成18年、「障害（身体障害、知的障害、精神障害）が同じ法の下、福祉サービスを規定する「障害者自立支援法」が施行されました。

このように、長い年月の間に変遷してきた障害者福祉制度ですが、平成25年

4月1日、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ生まれ変わります。

「障害者総合支援法」では、これまで制度の谷間にあるといわれてきた難病患者なども支援の対象になりました。

また、障害者の権利を擁護するため、市民後見人（こうけんじん）など人材の育成・活用を図る研修なども市町村の必須事業として位置づけられます。昨年10月の「障害者虐待防止法」の施行など、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、着々と国内法の整備は進んでいます。

「障害がある人もない人も、互いに尊重し合い、ともに生きる社会づくり」のために私たちに何ができるのか、一緒に考えてみませんか。

※関係法律の使用に合わせ、表記を「障害者」で統一しています。



〜地域の人とつながろう〜

障害を抱える子どもが生まれたとき、家族は子の成長とともに、いくつかの試練に立たされるといいます。

誕生後まもなく障害を受け入れる時、就学する時、学校を卒業する時、そして親が高齢化した時です。

地域で暮らす障害者にとって、周囲の人たちとどれだけ豊かな人間関係を築けるかで、生活の質は大きく異なってくるのではないのでしょうか。

今日、障害者を取り巻く環境が整えられつつある中、一方では、ひとり親世帯や親が障害を抱えている世帯など、社会的に孤立しがちな世帯が増えていることも事実です。

地域には、公的立場で支援を行う民生委員・児童委員、障害者の家族や当事者として、ともに悩みを語り合い、情報交換する親の会や、障害者相談員がいます。

身近な地域の人たちとのつながりが、共生社会を実現するための第一歩です。



希望(あゆみ)の会

障害の種類や年齢に関係なく、障害者本人とその家族が集い、情報交換や研修会などを行っています。

とき 毎月第1水曜日、午前10時～正午 ところ 市コミセン

※このほか、市内には家族の会、または当事者の会として活動されている団体があります。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

■希望(あゆみ)の会 ☎554486 (山崎)
障害福祉課 ☎207306 FAX 531978

〜障害者の『働きたい』を応援しよう〜

障害があっても働く意欲と能力があれば、誰もが職業を通じて社会に参加し、共生する社会をつくる必要があります。

障害の特性や程度により一般就労や施設外での実習、または施設内での生産活動など、さまざまな就労体系があります。

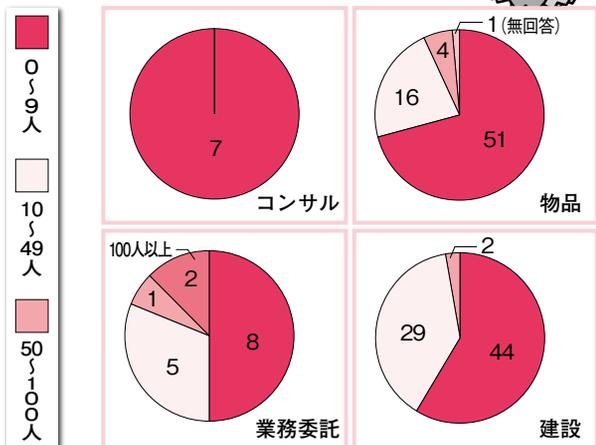
「障害があっても社会で働きたい」という意欲を後押しする社会を目指しましょう。

障害者の法定雇用率が引き上げられます

従業員数56人以上の企業に義務付けられていた障害者雇用について、4月から従業員50人以上に拡大されます。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体など	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

アンケートへの
ご協力ありがとうございました
(調査内容抜粋 回答率60%)



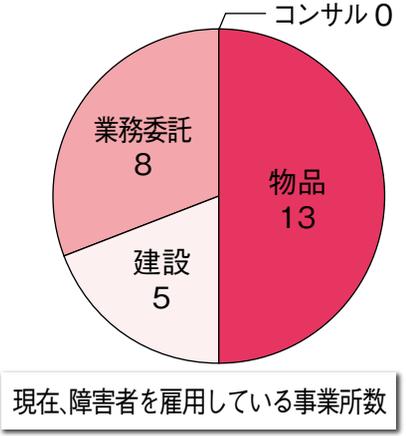
雇用規模別事業所数

- ▽物品：印刷、車両・部品、事務用品など
- ▽建設：土木、建築、電気など
- ▽コンサル：測量、建築
- ▽業務委託：廃棄物処理、清掃、警備管理など

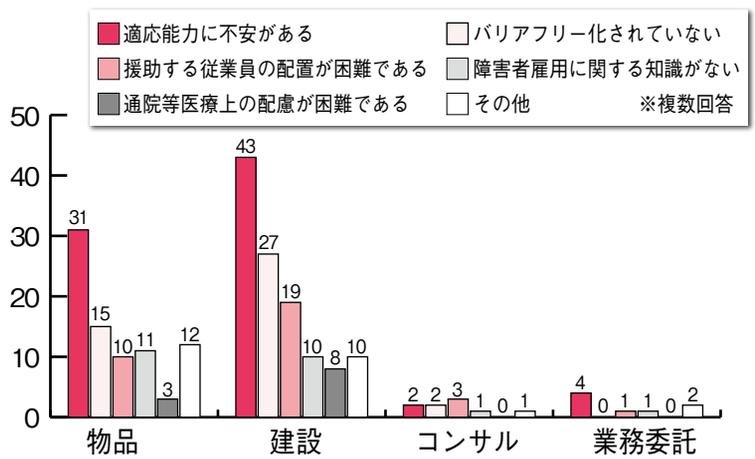
市内の事業所にアンケート調査を実施しました

昨年、市内の事業所(市内に本店、本社を有し入札参加資格者名簿に登録している286事業所に障害者雇用についての調査を行いました。

障害者雇用状況



障害者の雇用が困難な理由



障害者雇用に関する意見など

雇用している(していた)事業所
一定期間、二つの作業に慣れたら次のステップへと個々の性格、能力を考慮取り組んでいる。

雇用していない事業所
・小規模のため雇用する余裕がない。
・作業の安全を確保することが困難である。
・助成制度などの支援について知りたい。

中小規模の事業所が多く、障害者の雇用は厳しいところもありますが、調査の結果、法定雇用義務はないが障害者を雇用しているという事業所が複数あることがわかりました。

◎これから障害者の雇用を考えている、また障害者の雇用に不安があるという事業主の皆さん、
「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」が、ホームページで公開している「はじめからわかる障害者雇用」事業主のためのQ&A集」をご覧ください。



障害者雇用のための職務の選定方法や施設の整備、シヨブコーチの派遣などの支援制度について解説しています。

障害者就労施設の利用者を実習生として受け入れ、自動車部品の研磨や塗装、データ整理などの事務作業を行っている事業所があります。
実習生は、現場の空気に触れ、実践的な訓練を行うことで、働くことへの意欲が高まり、企業側も施設の支援スタッフが同行しているため、安心して職場を提供できるメリットがあります。

吉弘優作さんは、笑顔がさわやかな19歳です。「週3回の実習を楽しみにしています。」と語る吉弘さんは、消防自動車の部品を磨く作業では、磨き過ぎと言われるほど、いつもピカピカに仕上げています。
同行している施設職員は、コミュニケーションが大切と、作業方法など本人が直接実習先の職員に尋ねるといことを心掛けています。



実習生の
よしひろ ゆうさく
吉弘優作さん

◆障害をお持ちの方の「働きたい！」をサポートします
会社で働きたい、福祉施設で働きたいと思ったときに相談する機関や福祉サービス事業所を紹介したガイドブックができました。市のホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。





4月から「障害者優先調達推進法」が施行されます。これは、市など公の機関が、物品や役務を調達する際、障害者就労施設などから優先的、また積極的に購入することを推進するための法律です。

障害者就労施設で障害者が得る収入（工賃）の全国平均は、月額13,000円程で、まだまだ障害者の自立した生活の実現は厳しい状況です。

市では、この調達方針を策定するため準備を進めています。また、民間の事業所でも、障害者就労施設などからの物品や役務の調達が進むよう積極的に情報を提供するなどの取り組みを行い、障害者の工賃向上を目指します。

障害者の工賃向上を目指して

物品やサービスの優先的調達をお願いします

役務

除草作業・清掃、印刷、ホームページ制作、箱折り、袋詰めなど



障害者就労施設などでは、工芸品や食品の製作から印刷、清掃などそれぞれの特色を生かしたさまざまな「しごと」をしています。



物品

パン・菓子、弁当、野菜、縫製品、木工品、陶器、アクセサリ、雑貨など



おおむら Hand to Hand バザール



障害者就労施設などで生産された商品を、毎月2日間、市役所玄関ロビーで販売しています。

県は、障害者就労施設からの物品や役務の調達を進めるため、「長崎県障害者共同受注センター」を昨年10月に開設しました。このセンターでは、一事業所だけでは対応できない大口の受注にも、事業所間の調整を行うなど、障害者就労施設の受注を促します。

障害者就労施設への調達をお願いします

障害者就労施設によるプレゼンテーション



市役所職員に対し、施設が生産している物品や役務に関する情報提供を行いました。

清掃作業や封入作業などの役務や、記念品など物品調達をお考えの際は、対応できる障害者就労施設をご紹介します。

詳しくは、障害福祉課または長崎県障害者共同受注センターへお問い合わせください。

■障害福祉課 ☎207306
 長崎県障害者共同受注センター
 ☎095(865)6681
 ☎095(865)6682
 FAX ☎095(865)6688